

令和3年第4回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和3年12月17日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 原田純子	2 村松純次	3 七原 剛
4 原田直幸	5 今泉吉人	6 金田敏行
7 金田文子	8 高森陽一郎	9 伊藤 武
10 田中邦利	11 加藤弘文	12 山口伸彦

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 議案第78号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第79号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第80号

令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算（第9号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第81号

令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

(文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第82号

令和3年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第5号）

(文教厚生委員長報告)

- 日程第6 陳情第14号
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第8 議案第83号
指定管理者の指定について
(追加)
- 日程第9 議案第84号
工事請負契約の締結について
(追加)
- 日程第10 議案第85号
工事請負契約の締結について
(追加)
- 日程第11 議案第86号
東三河広域連合規約の変更について
(追加)
- 日程第12 議案第87号
令和3年度設楽町一般会計補正予算(第10号)
(追加)
- 日程第13 議案第88号
令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
(追加)
- 日程第14 議案第89号
令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
(追加)
- 日程第15 総務建設委員会の閉会中の継続審査について
(追加)
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第17 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回設楽町議会定例会2日目の会議を開きます。
はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。

12月も半ばを過ぎ、今年も残すところあと10日余りとなりました。本日は、12月議会定例会最終日にあたり、議員各位におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中、御参集を賜りありがとうございます。

天気予報によりますと、今夜から全国的に冬型の気圧配置が強くなるとの予報が出ております。日本海側を中心に大荒れになり、大雪も予想されているようです。この辺りでも積雪の予報が出ておりますので十分お気を付けてお過ごしいただきたいと思っております。年末、年始にかけては、穏やかな日になることを願っております。

さて、連日報道がされておりますが、18歳以下の子供に対する100,000円の給付について、国は、全額現金支給を認める方針を打ち出しました。この方針を受け、設楽町でも全額を一括給付することを決定いたしました。これに関し、本日補正予算の内容を一部変更して上程させていただきますのでよろしくお願いいたします。

このところ、新型コロナウイルス感染症は、収まっているようであります。しかし、報道にもありますように、新しい変異株が国内でも確認されておりますので、今後の動向に十分注意をして、皆様方と感染防止に努めてまいりたいと考えておりますのでお願いいたします。

本日は、指定管理者の指定1件、工事請負契約の締結2件、広域連合規約の変更1件、補正予算3件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程しました議案と併せまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。議会定例会最終日の審議に先立ちましての私の「挨拶」とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

10田中 令和3年第4回定例会第2日の運営について、12月13日及び本日17日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会報告6件、委員会の調査報告1件、追加議案は、議案4件、補正予算3件、継続審査・調査の申出3件です。

順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程第6までは、委員会付託案件で、一括上程します。なお、委員長報告に対する質疑、討論、採決は、それぞれ1件ごとに行います。

また、追加議案の中で、日程第9と日程第10及び日程第12から日程第14までは一括上程とします。その他は、それぞれ単独上程し、質疑、討論、採決を行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程第1、議案第78号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」から、日程第6、陳情第14号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) おはようございます。令和3年第5回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和3年12月6日月曜日、午前8時56分から午前9時30分まで総務建設委員会を開催いたしました。出席者は、総務建設委員6名全員と議会事務局長、執行部より町長、副町長、教育長をはじめ担当課長の出席をいただきました。

付託された議案2件、請願1件を審議し、審議の結果を報告いたします。

審査事件1、付託事件(1)議案第78号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑2件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容は以下を参照してください。

(2)議案第80号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第9号)、総務建設委員会所管について」を審議いたしました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容は以下を参照願います。

(3)請願第1号「コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」についてを審議いたしました。質疑3件、継続審査に賛成のものが3名で、多数で継続審査になることが決定いたしました。

2その他で、執行部から最終日に提出する案件の説明がありました。防災マップが配布されたが、防災アプリの使用料との関係等の質疑がありました。

以上で、総務建設委員会の委員長報告を終わります。

議長 文教厚生委員長、5番今泉吉人君。

5 今泉 おはようございます。令和3年第5回文教厚生委員会委員長報告を行います。

12月9日木曜日、午前9時から午前9時30分、文教厚生委員会を開催。出席者、委員6名全員、議会事務局長、執行部から町長、副町長、教育長、総務課長、総合支所長、財政課長、町民課長、生活課長、保健センター長、教育課長、計10名。付託された議案4件、陳情1件について審議、審議の結果を報告します。

審査事件1、付託事件(1)議案第79号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決定しました。

(2)議案第80号「令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算(第9号)」

文教厚生委員会所管です。質疑5件、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決定しました。質疑内容はお手元の配布したものを見てください。

(3)議案第81号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決定しました。

(4)議案第82号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第5号)」質疑2件、討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものに決定しました。質疑内容はお手元の配布を見てください。

(5)陳情第14号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」3対2で賛成多数、趣旨採択で決定しました。趣旨採択の意見は、お手元のものを見てください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

日程第1、議案第78号から日程第6、陳情第14号までの質疑、討論、採決は、

1 件ごとに行います。

議長 議案第78号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第78号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第78号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第79号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第79号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第79号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第80号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第9号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第80号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。
議案第80号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第81号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第81号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第81号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第82号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第5号）」の委
員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第82号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 陳情第14号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第14号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

議長 日程第7「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

9番、伊藤武君。

9伊藤 おはようございます。

令和3年第5回設楽ダム対策特別委員会を、令和3年12月10日金曜日9時25分から11時25分まで開催いたしました。設楽町役場議場です。出席者、設楽ダム対策特別委員会8名、議長、事務局長を含む。設楽町から土屋町長ほか8名、国土交通省設楽ダム工事事務所より真鍋所長ほか8名。愛知県豊川水系対策本部から水谷事務局長ほか3名。設楽ダム関連事業出張所、加藤所長ほか3名。

1、所掌事務の調査。

国土交通省設楽ダム工事事務所瀬越工務課長が説明し、その後質疑応答。その後、愛知県ダム関連事業について加藤所長が説明を行い、その後質疑応答。その後現地視察を行いました。現地視察は、議場での説明終了後、現地視察を行いました。

以上です。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第8、議案第83号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 おはようございます。それでは、議案第83号「指定管理者の指定について」。3ページをお開きください。

下記に記載する、設楽町つぐ高原グリーンパーク及び設楽町面の木公園施設の指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定及び設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者として選定する団体は、一般社団法人設楽町公共施設管理協会で、所在地は、設楽町田口字後口4番地4。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

提案理由といたしましては、現在までの管理実績に基づき引き続き設楽町つぐ高原グリーンパーク及び設楽町面の木公園施設の管理運営を効果的、かつ効率的に行うためであります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第83号の質疑を行います。質疑はありますか。

11加藤 公共施設管理協会がこれまでもずっと管理をしてくださっているということで安心して任せられるのかなというのは分かるのですが、年によって違うと思うわけですが、つぐ高原グリーンパークと面の木公園施設、来年度の予算はどのくらい町からのお金の操出が必要になるのか、もし分かっていたら教えてください

い。

産業課長 先日の6日の日に審査会をお願いしました。そのときに提出されているものを確認させていただいて、今回請願理由として出す金額が今のところまだ精査というところになっていきますので、金額についてはしっかりとした額がまだ出ておりませんが、予想としてこの間出されたところでいうと約2,000万円前後というところになっていきます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

7 金田(文) 地元の方々がやってくださっているということで、一生懸命やってくださっているということは垣間見えるのですが、町との契約なので、以下、数点聞かせていただきます。まず、募集方法と選定の基準。

それから2つ目は、契約の種類について。指定管理者との契約は協定書を結んでいるということですが、それは、ほかの工事請負契約等と同じように、正式な契約ということとイコールなのか。

それから今、審査会が最近行われたということでしたが、実績報告を毎年6月ぐらいが多分区切りではなかったかと思うのですが、毎年の実績報告は今細かいと思うので、これまでの過去5年間の実績についてはどのように評価されているのかをお聞きします。

産業課長 募集の方法ですが、28年と23年に募集を行っておりまして、23年も28年も一緒なのですが、今回も同様にホームページに掲載と公告というところで行っております。

選定につきましては、選定委員を制定しまして、そのなかで協議をしましてとなっております。なお、今回は1社のみの応募でしたので1社について、いいのかという議論でさせていただきました。28年のときは3社でございましたので3社について検討をさせていただいて、その中の1社ということで管理協会が受けたということになっております。

それと、契約の方法ですが、基本的には5年間の基本協定というものを結びます。それを踏まえて1月末までに協定の締結をさせていただくのですが、それ以降年度別の協定を毎年締結しまして、金額等を精査して出していただいで、年度の締結をしていくというところで、社会情勢や業績の具合により協定の内容を見直すこともございます。

以上です。

7 金田(文) 答弁漏れがありましたので、お願いします。

産業課長 すみません、実績の御報告が遅れておりましたが、今までの推移でいきますと、23年から28年までが、森林組合が受けておりました。29年から本年までが、管理協会となっております。コロナ禍ということもあって、令和2年と令和3年は突出しておりました。かなりキャンプブームというのがありましたので、かなりの収入がありました。うちのほうで、収入に対して需用費というのになるのですが、管理指定料があって収入があって、事業となっておりますので。去年、おとし、今年はまだはっきりしておりませんが、令和2年はかなりの額が上がってきておりました。ただ、指定管理ですと、本来お金を返してというところで、みえておりませんので、今後そういうところは返していきたいと思いますが、令和2年でいいますと、収入が約4,600万円ほどと、指定管理料が、これは年度別計算で1,700万円というところでありましたので、合わせると6,300万円。それ以

前につきましては、約4,800万円程度の金額の推移でいっておりまして、管理協会に移ったときに、今までは全体の額で1,800から1,900程の支出がありましたが、管理協会に移ってからは1,700から1,600くらいの支出となっておりますので、多少の経営改善がされており、うちのほうからその差額分だけ持ち出しが少なくなっておりますので、以上となっております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますのでこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議長 議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第84号「工事請負契約の締結について」から日程第10、議案第85号「工事請負契約の締結について」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第84号、議案第85号、一括して上程させていただきます。

5ページからの議案第84号及び9ページからの議案第85号、「工事請負契約の締結について」に係る2議案につきましては、いずれも設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の5千万以上の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、12月9日にそれぞれの落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決に付するものであります。入札に係る資料を添付してありますので、それぞれ御参照ください。

最初に、議案第84号「工事請負契約の締結について」。5ページから説明させていただきます。

5ページの清崎地内の簡易水道配水管移設工事（塩津橋）につきましては、12月3日1社による応札の結果、工事請負契約5,830万円として株式会社遠山建設を落札者に決定いたしました。入札の執行状況につきましては、税抜き5,335万円の予定価格に対し、落札価格は税抜き5,300万円で、その落札率は99.34%であります。

本工事につきましては、設楽ダム関連事業で、愛知県が施工する一般県道和市清崎線の道路改築工事に伴い、設楽町簡易水道の配水管を移設する必要が生じたため、新たな塩津橋が架け替えられるまでの間、仮設の塩津橋に水管橋を添架し、前後の既設管に接続させ、水道水の供給を行うものであります。

今回の工事の内容は、仮設の塩津橋に水管橋、鋼管150ミリメートルの48.7メートルの添架を含め、103.3メートル施行し、前後の既設管に配水管——铸铁管ですが、口径150ミリメートルを49.8メートル接続する工事を施工するものであります。

続いて、議案第85号、「工事請負契約の締結について」ですが、9ページを御覧

ください。

本議案の東納庫地内の簡易水道導水管移設工事につきましては、12月3日、3社による応札の結果、工事請負契約を1億4,883万円として吉川建設株式会社設楽営業所を落札者に決定いたしました。入札の執行状況につきましては、税抜き1億4,180万円の予定価格に対し、落札価格は、税抜き1億3,530万円で、その落札額は95.42%であります。

本工事につきましては、設楽ダム建設事業に伴い、田口浄水場の水源、樫尾取水場及び豊川ポンプ場が水没するため、新たにタコウズ川——東納庫字大野山地内ですが、ここを水源として取水することになりました。そのことにより、新たな導水管は、付替道路の林道境川線や県道設楽根羽線、県道小松田口線などに布設する計画となっております。工事及び調査が進められる複数路線の供用開始までに導水管及び水管橋の架設等の施工を行うものであります。

今回の工事の内容は、タコウズ川の取水源付近から導水管958.6メートルと水管橋の架設2橋、21.2メートルを施工するものであります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第84号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第84号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議長 議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第85号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 金田(文) この契約の内容について異議を申し述べるつもりはありませんが、契約書の中の契約不適合責任についての条項があると思うのですが、どのようになっているのか、ちょっと心配しました。なぜってというと、一般市民感覚で、例えば清嶺保育園のときに床が膨らんできてしまいました。そのときも町でお金を出して直しました。それからすぐこのブロックというか、敷き詰めてあるレンガみたいなものの、植物系のもので作ってあるということといいということを取り入れたということで、そのときはいいなと思ったのですが、数年のうちにいっぱい不具合が出てしまって、結局またブロックを入れ直さなければならないということになりました。それは何年かたってからだったのですけれども、そういうときにまた町のお金を追加して直してきたわけです。そういうのがすごく印象に残っているのです、契約不適合責任についての条項については、どなたがチェックをし、買手側のこちら、売手側はもちろん売手側の有利な条項に作ると思うのですが、税金で買っている私たち買手側の不利にならないような条項についてのチェックはなされているのかどうか。せっかく新体制になりましたので、ここでちょっ

と見直していただきたいなと思うこともあり、聞きます。

副町長 今回の水道工事に限らず、様々な町から発注する工事があると思うのですが、それも現在契約の中にはそういった施行者のほうの瑕疵がある場合は責任という気運がありますけれども、そのときの状態を見て、発注者側と受注者側と相談をして、受注者側に瑕疵がある場合は受注者側で責任をもって手直し等をしていただくというような。過去にもそういうことをやっていただいたケースがたくさんあると思いますが。そういった形で今後も対応をしていきたいと思っております。

8 高森 すみません、1点、12ページお願いします。

これを見ると958メートルで2つの水管橋を架設するという内容だと思うのですが、最近地震によってかなり水管橋の破損とか欠落が見られますが、この山の中の地形の危ないところに水管橋を設置すると、ちょっとした震度でグラグラと固定しているところが崩落するとかそういう可能性があります、その辺の耐震構造はどうなっていますか。

生活課長 今行っている水道工事については、全て耐震性のある管で施行をしております。今回もDIP、鋳鉄の耐震管ということで、耐震性のある材料を使った工事となっております。水管橋につきましても、接続等は同様な接合をしております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議長 議案第85号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、議案第86号「東三河広域連合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第86号「東三河広域連合規約の変更について」を説明させていただきます。13ページからをお開きください。

「東三河広域連合規約の変更について」。地方自治法第291条の3第1項の規定により東三河広域連合規約を別紙のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

変更理由につきましては、令和4年4月1日より山村都市交流拠点施設の整備の事務を東三河広域連合のの処理する事務に追加するものであります。

これは、山村都市交流拠点施設の整備、運営に対しては、山村都市交流拠点施設を起点として東三河地域が一体となり、構成市町村の協力を得ながら、上下流や、流域外での交流など、奥三河地域のみならず東三河全体の地域振興に寄与する様々な事業展開を見込めること、地方創生拠点整備交付金などの財源確保など、効率的かつ効果的な施設整備と運営が可能となることから整備主体を東三河広域

連合で行えるように規約第4条第13号に「山村都市交流拠点施設の整備に関する事務」を追加し、既存の第13条を第14条にして規約の変更を行うものであります。

また、第17条第4項に「地方債」を追加して、既存の第4項を第5項にして、別表の「第4条第13号に規定する事務に係る経費」として、下流5市の負担割合を追加して、既存の「第4条第13号に規定する事務に係る経費」を「第4条第14号に規定する事務に係る経費」として規約の変更を行うものであります。

地方債につきましては、山村都市交流拠点施設の整備手法は、今後民間参入の可能性など、幅広い検討を進めてまいります。原則として山村都市交流拠点施設の整備に関する費用は下流5市の負担で賄っていくこととなっております。

地方債は、将来にわたる財政負担の平準化のため必要として規約に追加したものであります。

施行期日は、令和4年4月1日からであります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第86号の質疑を行います。質疑はありますか。

10田中 広域連合の処理する事務の中に、山村都市交流拠点施設の整備というのが付け加わると理解しますが、なぜ施設管理という表現にならないのか、その点をお尋ねします。

企画ダム対策課長 今回は整備だけを載せるものでありまして、運営につきましては今後広域連合の中で検討をしていくというものでありまして、現在は整備に関すること、工事だけを追加して事務を入れるということになっております。

10田中 ただいまの説明ですけれども、納得できないというか、それでいいのかなという気がします。施設というものは整備と維持管理が一体となって施設ですから、東三河広域連合が施設を作っていくとするならば施設管理は一体として捉えてもらって、そのように明記していただかなければならないと思うのですが。そうしないと、実際に後で管理の問題が出てきたときに、この規約を、13号というものを手直しするのかもしれないかもしれませんが、施設ができた、さあどうしましょうという話合いの中で設楽町も負担をと、あるいは、施設は設楽町にあるから設楽町で管理してもらえませんかということになったら大変なことになる。つまり、維持管理費用は設楽町で持たなければならない、あるいは一部持つことにもなりかねないということで、そうあってはならないというのは、この前議会の席で申し上げたとおりでありますけれども、その点は理解できませんが、この整備と管理は一体のものだと主張をしてそういうふうに文言を書くように主張はしなかったのですか。

副町長 基本的には、今、企画ダム対策課長が言ったとおりなのですが、スケジュールといたしましては令和4年4月1日から事務を広域連合に移したのち、この山村都市交流拠点施設というのは、基本構想は今できているのですが、その先の基本計画を令和4年から手がけていきます。そのなかで民間の方も入れて計画を作っていくという考えを下流は持っておりまして、その下流の考えを聞きますと、民間を入れたのち、ダムの管理運営につきましては民間も含めた中で検討をしていくので、田中議員が言われた、今後施設ができた暁には管理運営をどういうふうにしていくかというのは、来年度から始まる基本計画の中で検討をしてまいりますので、その検討の結果規約がまた修正をされていくということになると思いますけれども、そういうふうに聞いております。

10田中 最後の質問になるかと思うのですが、副町長は東三河広域連合がこの交流拠点施設について、民間団体に運営を丸投げするというのも想定をやっていてと考えてみえるかもしれませんが、丸投げになったら丸投げになったで大変なことになるし、そうではなくて、整備が終わってその後維持管理をどうしましょうかということで、設楽町は維持管理の事務の負担をそういうふう誘導される心配が大変私にはありますということを申し上げておきます。

以上です。

副町長 来年度から始まる基本計画の民間を入れて話をしていく中で、当然設楽町のほうにこうに、こういう形で進めていってよろしいかという伺いが当然あるものと思っておりますので、その段階で町としても判断をしていきたいと思えます。

以上です。

7金田(文) 田中議員と同様の趣旨になるかと思うのですが、やっぱり同じ事を心配しております。作ったけれども、後の維持管理、何年かたったら更新をするとか、そういったことを本当はよく考えておかないと住民の皆さんに説明できないなと思えます。特に苦渋の決断でダムを受け入れた私たちの町なので、後から負担が来るとなるとは住民の皆さん、とても怒られると思えます。

なので、ちょっと聞きます。変更後の経費の区分のところ、第4条第13号に規定する事務に係る経費の負担割合が書いてあるのですが、13号に規定する事務の内容と経費の総額はどのように算定されているのでしょうか。各市がこの割合で合意されているということは、だいたいこのくらいの金額ということは想定されていると思うのです。うわさでは10億と聞こえてきたりしますが、そのところはどうかということをお聞かせください。

それから、第4条第14号に規定する事務に係る経費のところは、人口割とあります。広域連合8市町村でという話がこの前出ていましたので、8市町村ということは、設楽も豊根も東栄も人口割でこのところに負担が出てくるのかなと思えます。そのときに14号に規定する事務に係る経費というのは何なんだろうというふうに思うので、そのところを説明ください。

企画ダム対策課長 まず始めに、御質問のありました、第4条第13号に規定する事務に係る経費、ということがあります。それにつきましては、先ほどの第4条の議案の中で、山村都市交流拠点施設の整備に関する事務ということで、これにつきましては、基本的には工事だとか設計にかかる費用が入っております。財政的な話、どれくらいの規模になるかということでございますが、まだ、山村都市交流拠点施設については、総額の経費については決まっておきませんので、金額については今話をすることができません。

あと、第4条第14号に規定する事務に係る経費の中で、人口割でありますけれども、この経費につきましては、14号というのは変更前の13号に規定をする事務ということで、13号の事務について御説明させていただきますと、広域市町村が一体となって取り組む事業で、(ア) 公共施設の相互利用に関する事、(イ) 職員研修に関する事、(ウ) 情報発進に関する事、が変更後では第14号になりますけれども、そのような事務であります。このことに関しては、既に広域事務組合の事務でありますので、これについては8市町村の人口割で分担することになっております。なので、ここには運営の維持管理については入っておりませんので、今回人口割ということなのですけれども、今回の山村都市交流拠点施設には

関係ない事務としていただければと思っております。

以上です。

7 金田(文) それでは、ますます運営管理について不安が募りました。作るだけ作って後は知らないという状態は許せないと思うので、そこのところはしっかり主張すべきは主張して、つまり、のちの更新に関わるところまでちゃんとした約束をとりつけてほしいと思い、それを明記するようなことを考えてほしいと思いますので、強く要望して質問を終わります。この点についてはいかがですか。

副町長 そもそも、この山村都市交流拠点施設を整備するというのは、平成21年4月1日の豊川水系設楽ダム水源地域整備計画の事業実施に伴う経費の負担に関する協定書というのが結ばれたところなのですが、下流が設楽ダムを作ってもらおうという代わりに設楽町124世帯が水没移転することを踏まえて下流がこの地域に交流施設を作るといって提案をされてきたものでありますので、そこは今後も建設費、維持管理費につきましても基本的に下流5市でしっかりと将来的に面倒をみてもらっていくように、町からも当然そういった会議に参加しておりますので、今後ともそういったところで、目を見張ってしっかりと意見を言うところは言っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

8 高森 1点確認させてもらいます。今見ると、5市で建物、インフラ建設をするという内容で、例えば、設楽町を含めた東栄、豊根、この上のほうの町村は建設には参加しないのですが、その後の運営に関して北設情報のネットワークの会員としてどういう分野で義務が発生するか、その辺の義務範囲を教えてください。

議長 8番高森陽一郎君、北設のネットワークの質問ですか。ちょっと質問を明確にお願いいたします。

8 高森 東三河広域連合という名前です。その会員としてどういう義務が発生するかについてです。

議長 もう一度質問を明確に質問していただけますか。ちょっと内容がとりづらい。

8 高森 設楽町が、今後5市のほかに入っていない3町村として、今後そういう義務はどのような分野で発生するか、運営に関して。その発生する内容があれば教えてください。

副町長 東三河広域連合という東三河8市町村でこの山村都市交流拠点施設を整備していったらいいかというのは、東栄、豊根、設楽町も含めて意見を言うことはできますが。意見を言ってみんなでこの地に作る交流施設を有効的なものに作ろうということで意見は言いますが、費用、建設費を含めて基本的には下流5市で全て賄っていくというものでありまして、北設3町村に費用負担を求められることはありません、基本的には。ただし、今回基本計画をやっていく中で、例えば豊根が山村都市交流拠点施設の中に豊根として算入したいとか、関わって施設を運営をしていきたいとか、そういうものが仮に意見を出して認められてやっていくということになれば、当然その応分の負担は出てくる、そういうことは想定されますけれども、そうでなければ通常は北設3町村にそういった建設費、維持管理費について負担を求められることはありません。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

11 加藤 この規約の変更に関わっての手順なのですが、今設楽町議会でこれが審議されております。そうすると、5市3町村の議会でこの議決が行われて、東三河広

域連合の会議で最終的に決まると、そういうふうな手順と考えてよろしいですか。

企画ダム対策課長 加藤議員のおっしゃられるとおりです。

11加藤 そうしますと、それぞれの議会で議決が行われてからこれが正式に規約としてなるということを考えると、先ほど同僚議員の発言にもありましたけれども、ここで規定する事務というのが何なのか、そして、この経費というのが実際どれくらいかかるのかということが明確でないと、各議会もなかなか審議がしにくいのかなと思います。その辺の明確さというのは、もう一度重ねてになってしまいますが、お聞きしたいですが。

企画ダム対策課長 豊橋からの話とか、ほかの議会でも、まだ経費については決まっていないということで回答をしております。確かにどのくらいの経費になるかということで、御質問等がほかの議会であったそうですが、そのことについては今後広域連合内で決めていくということで、今後運営費用だとか、方法だとかも広域連合内で今後協議すると承っております。

以上です。

7 金田(文) ぜひ、設楽町はほかの町とは違う立場ですので強く主張をしていただきたいと思います。設楽町がお金を出して作るわけではないからというように腰を引いているのではなくて、将来的にも住民にプラスになるということ、負担が生じないということをしっかり腹に持って交渉をしてください。お願いします。

町長 ありがとうございます。先日8市町村の市町村長会議がありましたので、その折に一番大切なのはここに暮らされる住民の皆さんがどんなものを想定し、どのようにしていくかということ念頭にしたいと思っております。その上で、住民の皆さんのニーズを把握した上できちんと申し上げたいということをお願いしたので、そのように進めてまいりたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第86号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第87号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第10号)」から日程第14、議案第89号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第87号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第10号)」についてを説明させていただきます。

16ページをお開きください。まず、資料の差し替えが生じたことをおわびいたします。理由につきましては、この後の説明の中で説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,227万7,000円を追加し、予算総額を61億6,177万7,000円とするものであります。

主な理由は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世代を支援する臨時交付金の支給に係ることの追加計上であります。

それでは、「補正予算に関する説明書」歳出の26ページ、27ページをお開きください。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の11節役務費については、通信運搬費として、臨時交付金支給対象者への通知に係る郵送費用と、手数料として、対象者の口座に振込を行う振込手数料費用であります。8万7,000円でございます。

12節委託料につきましては、今回の臨時交付金支給に伴い、システムを改修する必要が生じるため、子育て世帯臨時交付金用にシステム改修委託を行うものであります。99万円でございます。

18節負担金、補助金及び交付金についてですが、みなさんここ数日の各報道で御承知のことと思いますが、今回の国の制度設計が、なかなかはっきりと定まらない中、全国の自治体にはすぐに給付対応できるよう予算措置を求められた経緯があります。当初の制度は、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち——詳しくは、平成15年4月2日から、令和4年3月31日までの期間に出生した児童に対し、1人当たり10万円相当の給付を行うものとし、具体的には、年内に子供一人当たり5万円の現金を支給し、その後、来年の春の卒業、入学、新学期に向けて、クーポンを基本として子供一人当たり5万円の給付を行うものでした。その後、制度設計が変わりまして、今回の資料差し替えになってしまったのですが、今現在は、10万円一括現金で給付することが認められ、今回の補正は一人当たり10万円を給付する予算措置をするものです。しかし、国の制度は児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除くとしましたが、設楽町といたしましては北設3町村とも情報共有し、設楽町内の18歳以下全ての子供も対象としました。対象者は412人を見込んでおります。4,120万円でございます。

続きまして、歳入について説明します。24、25ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の6節児童福祉総務費補助金については、今回の子育て世代を支援する臨時交付金に係る費用を国が補助する金額です。ただし、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く部分の対象補助額であります。4,097万4,000円でございます。

そして、19款繰入金、2項3目財政調整基金繰入金の1節財政調整基金繰入金については、今回の制度から外れた、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯の子供の給付等の財源を財政調整基金で予算措置するものでありまして、130万3,000円でございます。一般会計予算の説明は以上で。

続いて、「設楽町簡易水道特別会計補正予算」ですが、28ページをお開きください。議案第88号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」について説明します。

今回の補正予算は、繰越明許費を新たに設定するものであります。

第1条の繰越明許費については、29ページの第1表をお開きください。

繰越理由は、設楽ダム建設事業に伴う導水管移設工事を、林道境川線沿いのタ

コウズ川取水場から約1,000メートルの導水管移設工事について、管理部分と取水堰部分を分けて発注する設計変更を行いました。設計に当たり、また国の設計審査等、不測の時間を要し、工事発注に遅れが生じ年度内完了が困難となったため、繰越明許費を新たに設定するものであります。1億200万円であります。

続いて、30ページをお開きください。議案第89号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

先ほどの、簡易水道特別会計同様に今回の補正予算は、繰越明許費を新たに設定するものであります。

第1条の繰越明許費については、31ページの第1表をお開きください。

繰越理由は、今年度予定発注工事は管渠布設工事2件と、マンホールポンプ設備工事1件を予定しておりましたが、管渠布設工事について、2度の入札不調が続き、工事発注に遅れが生じ年度内完了が困難となったため、繰越明許費を新たに設定するものであります。2億4,826万6,000円であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第87号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 予算書を見ればなんとなく分かるので、4,120万円の交付金でありますから10万円で割ればいいのですけれども、給付の対象児童・生徒・高校生は何人いるのか。今の412人でいいのか。その世帯は何世帯あるのかということが1点。

それから、児童手当が支給される世帯には申請なしでいくと思うのですが、それを確認したいと思います。

それからもう1点は申請がある世帯、これはどういう世帯か教えてください。

所得制限が国の制度としてはありますが、町としては所得制限をしないということで、全員に給付をするということで大変結構なことであるわけですが。その所得制限を超える給付対象の方は何人いるのかお教えてください。

町民課長 まず、今回の対象者ということですが、国への要望を出す段階では、当初399人の対象者で国に出しております。これは、国から示された試算によって計算式がありまして、それに基づいて試算した結果399人という結果になっております。ただし、この399人の中には所得を超える方は含まれておりません。ですので、今回補正でお願いしました、そこに所得を超える方13名を加えて412名になります。ただ、今後人数の精査を行っていきます。精査を行う中で、あくまでも国の資産に基づいて399を出しておりますので、今現在全て細かく精査できておりませんが、従来の児童手当の対象者が283名、15歳以下ですね。15歳以上が83名、プラス所得を超える方が13名いますので、それを足した人数が今のところの総人数となります。

それで、申請あり、なしの部分ですが、申請を必要としない世帯、これは従来の児童手当を支給している方、いわば15歳以下の方、今現在283名の方が申請を必要としません。それでは、必要とする方は、高校生の子を持つ親は申請を必要とします。ですので、例えば中学生のお子さんが出て高校生のお子さんがいると、中学生のほうは自動で振り込まれるけれど、高校生については申請をしてもらうというような、今のところめんどくさい、やっかいなことになっています。その辺は今後どうするかはまだ決まっておりませんが、今のところ高校生以上、については申請をしていただくという方向で今調整はとっております。

あと、該当する世帯、申し訳ありません、人数ばかり気にして世帯のほう

は出しておりません。

あと、所得を超える人が何人いるかということですが、今回補正で上げさせていただいている13名なのですが、実は高校生の方の精査を昨日しました。精査をする中で本来の児童手当の制度に当てはめて、対象になるかならないか判定を試してみました。精度はあまりよくないかもしれませんが、9名の方が所得オーバーで児童手当の該当にならない方がいらっしゃいました。ですので、今回13名の補正で追加をしているのですけれども、960万を超える方については13名なのですが、さらにこれから増えそうな感じですが、その場合、予算の方の組替えをしながら対応をするしかないと思っております。

今回、自動で払い込む方は年内に支払を予定しております。いちおう27日に払込みを予定しているのですが、申請を必要とする方、今高校生の方プラス公務員、この公務員は役場の職員だとか国の職員だったり県の職員だったり、いろんな方がお子さんをお持ちですので、そういった方に申請を出してもらいますので、早くても来年の1月末とか、それくらいになってくると思います。ですので、皆さん全てに27日に払うのではなくて、とりあえず従来の児童手当を払っている御家庭には27日に払います。それ以外の、高校生の方については、申請を出した上で1月末ごろに払えたらいいなというような予定でいます。

以上です。

10田中 児童手当を受給している公務員の人は申請が必要なのですか、児童手当を受給していても。その辺は確認したい。

それからもう1個。最近生まれた子供ですけれども、児童手当を支給する台帳にまだ載っていない赤ちゃんについては申請は必要ではないでしょうか。その2点お尋ねします。

町民課長 まず、これから生まれるお子さんについては、生まれた段階で申請を窓口で受け付けますので、そのときに申請を出していただく対応になります。いちおう9月30日時点での人数で算出しておりますので、それ以後に生まれている方については児童手当の手続が済んでおりますので、起点が今後生まれる子供については、もちろん申請が必要になってきますのでその都度窓口で対応をしていきたいと思っております。

あと、公務員の児童手当については、先ほどちょっと触れましたけれども、もう既に受給をして15歳以下の子供を持つ公務員の方は自動で払われているのですが、今回の給付で高校生が追加になりましたので、高校生の追加分については申請を必要とします。

以上です。

7金田(文) お聞きしたい点は、同僚議員が全部聞かれたので、お答えを聞いていてまたさらに起こった疑問について伺います。9月30日時点で計算をした、11月20日前後に生まれている赤ちゃんが数人いらっしゃるのですけれども、そういう今生まれている子は当然申請をしないと当然9月30日には入っていないので、そこにはお知らせをしていただきたいと思いますと思うのですが。個別になり、保健センター等に問い合わせれば誰が生まれたか分かっているので、既に生まれてしまっている子にはきちんとそこのお宅に間違いがないようにお知らせしていただきたいと思います。今課長さんの答弁の中で、これから生まれる子と言われたのですけれども、これ、一体いつまでの時限があるのかなのか、そこがちょっと分からなかった。急なことなので、本当に御苦勞なことだと思いますが、整理をしてい

ただいて分かりやすく。みんな待っていると思うので。毎日テレビで報道をしていますので、国が方針をコロコロと変わってきて迷っている所も既に決めたという所もみんな知っているの、早い段階でみんなに通知できるように、ホームページなどに整理して載せていただくようお願いいたします。

それから先ほど、昨日精査したら9名の方が本当は児童手当を払ってはいけなかったという数が出てきたみたいに聞こえたのですが、違っていたらごめんなさい。そういう9名の方についてはどうするの、児童手当を返してもらうのか、役所が渡してしまったものはいいよとか、子供のことなので小さい額なのでそんなに誰も文句は言わないと思いますが、その辺もきちんと整理をしてみんなが「あら」と思わないようにしていただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

町民課長 今までに生まれたお子さんについては、既にシステム上で取り込まれていますので、支払の手續の中に含まれています。今後生まれてくる子、例えば来年1月、2月、3月に生まれて来る子がどうなのだとのことですが、この臨時給付金の対象者が令和4年3月31日までに生まれた赤ちゃんにも対象にしますよと言っておりますので、いちおう、今後生まれる子供も保健センターのほうで確認する中で先ほど言った399人の中に含まれております。

9名の方については児童手当を返すのか返さないのかというようなことなのですが。9名の方については、そもそも高校生ですので児童手当はもらっておりません、その方は。ですので、その方にも今回所得制限を撤廃したことで10万円の支給対象にはなっていますので、もちろん、支払う手續の中で御本人たちに町独自の支援として支払いますという文言を入れた通知は発送します。もちろん、これから生まれる子供にも説明しますし、通知は出していきます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

11加藤 別の視点ですが、先ほど令和3年度の一般会計補正予算第9号が可決されたわけですが、その折にも審議をされたシステム改修委託についてですが、先回質問の中で、これは子育て世帯の臨時特別給付に関連しているかという質問に対して、関連しているのだと、整備を整えますよというお話だったわけですが。そのときには100万円かかるということでした。これ、国から出るお金なので、町がそんなに心配をすることはしないのかもしれないのですが、今回のシステムを改修して99万円、100万円近くがかかると、そうすると、この特別臨時給付金を配るのに本町では200万かかったという。この町の規模で200万かかるということは、全国でしたらものすごいお金になっちゃうなと変な心配をしたわけです。

クーポンにすることで何千億とかかるからこれはまずいじゃないかという議論が出たわけですが、配ることへの手数料でこれだけの高額な金額がかかる、何か腑に落ちない部分があるわけですが、今回99万円かかるというあたりの説明をちょっとしていただけると。これ、国から全部出るので何を言っているのだという話になるかもしれませんが、心配するところなので確認したいと思います。

町民課長 今回の制度改正によって伴うシステムの改修にはなりますので、設楽町の規模でこれだけの費用がかかるということで。ただ、それじゃあ県内でどれだけとか、そういった予算規模がどれだけのものになっているのかというのは確認はできておりませんが、あくまでも今のシステムの改修の委託業者に見積りをとった段階での予算規模となっております。あくまでも専門的な知識と技術が必要な部分での、言わば、プログラミングをすることに対しての委託費用という

ことですので、実際高いか安いかというのは今ちょっとここでは申し上げられないのですが、見積りをとって予算要求をさせていただいておりますので御理解をお願いします。

11加藤 委託業者からの見積りということで、委託業者の名前というのはここで公表していただけるのですか。

町民課長 日本電子計算株式会社、J i p といっていますけれども、そこになります。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第87号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第88号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第89号の質疑を行います。質疑はありますか。

7 金田(文) 繰越明許になるということは、工期が遅れているということなのですが、全体の工期への影響はどれくらいなのでしょう。1年押しているとか、半年押すとか、そういうことを教えてください。

生活課長 全体の工期は、今の予定ですと令和5年度に終了するという形で進めておりますけれども、入札不調等がございまして、だいぶ押してきております。今の状態での計画の変更を行っておりますので、その変更ができましたらまた皆さんに御説明をさせていただきたいと思っております。

7 金田(文) 計画の変更が出来上がって教えていただける時期はいつ頃ですか。

生活課長 今年度内には説明をさせていただきたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第89号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第15「総務建設委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。総務建設委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出のとおり、閉会中に継続審査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 日程第16「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第17「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第4回設楽町議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会 10時42分